



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	会派	
領収書番号	22		代表者 確認日		経理責任 者確認日 
支出日	2020/8/6(木)		~	2021/3/30(火)	
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	広報広聴費				
支出金額	2,112,880 円			減額前(按分前)金額	
支払先	株式会社 ゲンキ				
支出内容	墨田区議会自由民主党だより ポスティング				
備考					

領収書添付

	支払日	金額	内容
1	8月6日	¥528,220	120,000部
2	11月6日	¥528,220	120,000部
3	2月5日	¥528,220	120,000部
4	3月30日	¥528,220	120,000部
		¥2,112,880	

請求書

2年7月31日

No. \_\_\_\_\_

皇田区議会自由民主党 令知様

〒130-0021  
東京都墨田区緑3-3-4  
株式会社 ケンキ  
TEL 03-3635-0364  
FAX 03-5600-2987  
登録番号

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ¥528,000.00 消費税額等 4,800.00

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
1	7月区議会報告書	12000	4	480000		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日 2020--8--6 振込・振替先の口座番号 普通 1609687

店番号 0001-0629 お取引口座番号 300\*\*\*\*

振込手数料 振込額 振込元 振込先 振込種別  
 \*\*220\*\*\*\* \*\*528,000

お取引内容 電信振込 振込額 振込元 振込先 振込種別  
 \*\*6,458,152

利用手数料 振込元 振込先 振込種別  
 1117\*\*\*\*0-005000-20260612

本所 預金 保険法の定めで生年月日の登録  
 が必要 ます。お取引銀行まで。  
 みずほ銀行  
 本所支店  
 カケンキ様  
 スミタクキカシユウミンシユトウ様

発信番号 81806005000001W

6908 0005479414

裏面に「お持ち帰り」の告知があります。

合計(税抜・税込)	税率 10%	480000	消費税額等
	税率 %	¥528000	消費税額等

請求書

2年10月31日

No. \_\_\_\_\_

墨田区議会自民党様

〒130-0021  
東京都墨田区緑3-3-4  
株式会社 ケンキ  
TEL 03-3635-0364  
FAX 03-5600-2987

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額 ¥528,000

消費税額等

4,500

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要																														
1	10月区議会印紙	12000	4	480000																																
2																																				
3																																				
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8	<div data-bbox="459 1111 976 1854" data-label="Complex-Block"> <p><b>MIZUHO</b> みずほATMコーナー   ご利用明細票</p> <p>ご利用ありがとうございます。 内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。</p> <p style="text-align: right;">みずほ銀行</p> <table border="1"> <tr> <td>お取引日</td> <td>振込・振替先の口座番号</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>2020-11--6</td> <td>1609687</td> <td></td> </tr> <tr> <td>店番号</td> <td>お取引口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0001-0629</td> <td>300****</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>お取引後残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>**220****</td> <td>*****11,569,810</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引後残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電信振込</td> <td>*****11,569,810</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>利用手数料</td> <td>お取引報告番号</td> </tr> <tr> <td>1318***0</td> <td>-005000</td> <td>-20268071</td> </tr> </table> <p>本所 預金保険法の定めて生年月日の登録 が必要ですので、お取引銀行まで。 みずほ銀行 本所支店 かヶんき 様</p> <p>スミタクキカイジユウミンシストウ 様</p> <p>発信番号 81B060050000040</p> <p>6807 0006952619</p> </div>						お取引日	振込・振替先の口座番号	普通	2020-11--6	1609687		店番号	お取引口座番号		0001-0629	300****		振込手数料	お取引後残高		**220****	*****11,569,810		お取引内容	お取引後残高		電信振込	*****11,569,810		特別	利用手数料	お取引報告番号	1318***0	-005000	-20268071
お取引日	振込・振替先の口座番号	普通																																		
2020-11--6	1609687																																			
店番号	お取引口座番号																																			
0001-0629	300****																																			
振込手数料	お取引後残高																																			
**220****	*****11,569,810																																			
お取引内容	お取引後残高																																			
電信振込	*****11,569,810																																			
特別	利用手数料	お取引報告番号																																		
1318***0	-005000	-20268071																																		
9																																				
10																																				
11																																				
12																																				
13																																				
14																																				
15																																				
16																																				
17																																				
18																																				
19																																				
20																																				
合計(税抜・税込)				税率	%	消費税額等																														
				税率	%	消費税額等																														

請求書

3年 / 月3 / 日

No. \_\_\_\_\_

墨田区議会前民営令和様

〒130-0021  
東京都墨田区緑3-3-4  
株式会社 ケンキ

TEL 03-3635-0364  
FAX 03-5600-2987

登録番号

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ¥528,000 消費税額等 48000

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
1	11月すみ区議会前	12000	4	480000		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計				5236	0005747806	消費税額等
						消費税額等

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。みずほ銀行  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日 2021--2--5 振込 振替先の口座番号 普通 1609687

店番号 0001-0629 お取引口座番号 300\*\*\*\*

振込手数料 お取引金額 振込手数料 振込金額  
\*\*\*220\*\*\* \*\*528,000

お取引内容 お取引振替号  
電信振込 \*\*\*\*\*7,054,881

種別 利用手数料 お取引振替号  
0924\*\*\*0-005000-20265361

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録  
が必要で、お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
本所支店  
カ) ケンキ様

スマタクキ カイズ ユウミンシユトウ 様

発信番号 81205005000000G

5236 0005747806

裏面に入るお取引内容からお知らせいたします。

請求書

3年3月27日

No. \_\_\_\_\_

墨田区議会自民党様

〒130-0021  
東京都墨田区緑3-3-4  
株式会社 ケンキ  
TEL 03-3635-0364  
FAX 03-5600-2987  
登録番号

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額	¥52,8000	消費税額等	4800
--------	----------	-------	------

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	摘要
1	墨田区議会自民党税	12000	4	480000		
2	税					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2021--3-30	1609687	
店番号	お取引口座番号	
0001-0629	300****	
振込手数料	お振込額	お取引金額
**220*	*****528,000	
お取引内容	お取引後残高	
電信振込	*****3,188,382	
時刻	利用手数料	お取扱店番号
1357	***0	005000-20269300



本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録  
が必要です。お取引銀行まで。  
みずほ銀行  
本所支店  
カケンキ様  
スミタクキカイジユウミンシユトウ様  
発信番号81330005000007J

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

合計(税抜)	41	0007884585	消費税額等
		免率	消費税額等
		%	

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	会派	
領収書番号	23		代表者 確認日		経理責任 者確認日 
支出日	2020/6/25(木)		～	2021/3/25	
項目 (○を付ける)	1 調査研究費   2 研修費   3 会議費   4 資料作成費   5 資料購入費 6 広報広聴費   7 要請・陳情活動費   8 事務費   9 人件費				
支出目的	広報広聴費				
支出金額	3,369,520 円			減額前(按分前)金額	
支払先	RITEN株式会社				
支出内容	①議員サイト7名分 ドメイン&サーバ保守管理 ②区議会サイト ドメイン&サーバ保守管理 ③墨田区議会自由民主党だより 版下制作				
備考					
領収書添付					
	支払日	金額	内容		
1	6月25日	¥627,440	①②		
2	8月7日	¥176,440	③77号版下		
3	9月10日	¥627,440	①②		
4	10月22日	¥176,440	③78号版下		
5	11月27日	¥627,440	①②		
6	12月23日	¥176,440	③79号版下		
7	2月22日	¥693,440	①※8名分 ②		
8	3月25日	¥264,440	③80号・81号版下		
		¥3,369,520			

2020年 6月 23日

# 御 請 求 書

No. \_\_\_\_\_

## 墨田区議会自由民主党・令和様

下記の通り御請求申し上げます

RITEN株式会社

件名 議員&区議会サイト保守費用2020/4~6

〒140-0013  
東京都品川区南大井2-14-5-303

TEL 03-3761-5910  
FAX 020-466-48027

御請求金額 **¥627,000 -**

--	--

単位:円

項目	品 目 名	数量	単 価	金 額
1	議員サイト(7名)			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	420,000	420,000
2	区議会サイト			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	90,000	90,000
	サイト保守作業費用	1	60,000	60,000

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容を正確のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

お取引日 2020--6-25	振込・振替先の口座番号 0100611	普通
店番号 0001-0629	お取引口座番号 300****	
振込手数料 **440****	お取引後残高 ***627,000	
お取引内容 電信振込	お取引後残高 *****7,638,299	
種別 1252***0	お取引店番号 005000-10281515	

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要。お取引銀行まで。  
りそな銀行  
品川支店  
リテン(カ)様  
スマタクキカイン ユウミンシユトウ 様  
[Redacted]  
発信番号 81625005000009K  
5824 0014150917

小 計	570,000
消 費 税 (10%)	57,000
合 計 金 額	627,000

裏面に「お取引日」からのお知らせがあります。

リテン(カ)

2020年 7月 31日

# 御請求書

No. \_\_\_\_\_

## 墨田区議会自由民主党・令和 御中

下記の通り御請求申し上げます

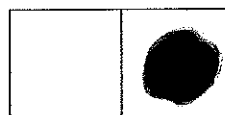


件名 会派報(第77回) 版下作成費

東京都品川区南大井2-14-5-303

TEL 03-3761-5910  
FAX 020-466-48027

御請求金額 **¥176,000 -**



単位:円

項目	品目名	数量	単価	金額
1	会派報(第77回) 版下作成費	4	40,000	160,000

### MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

お取引日 2020--8--7		取引・振替先の口座番号 普通 0100611	
店番 0001-0629		お取引口座番号 300****	
お取引手数料 440	お取引後残高 *****	千円 *****	お取引金額 *****176,000
お取引内容 電信振込 *****6,184,512			
時刻 0925	利用手数料 ***0	お取引店番号 005000-10285460	

欄面に入らざるものはお返せがせがらぬ。

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録  
が必要で、お取引銀行まで。  
りそな銀行  
品川支店  
リテン(カ)様  
スミダクギカシ ユウミンシユウ 様  
[Redacted]  
発信番号818070050000011

小計	160,000
消費税(10%)	16,000
合計金額	176,000

1348 0003766773



# 御請求書

2020年 9月 10日

No. \_\_\_\_\_

## 墨田区議会自由民主党・令和 御中

下記の通り御請求申し上げます

RITEN株式会社

〒140-0013

東京都品川区南大井2-14-5-303

件名 議員&区議会サイト保守費用2020/7~9

TEL 03-3761-5910  
FAX 020-466-4807

御請求金額 **¥627,000 -**



単位:円

項目	品 目 名	数量	単 価	金 額
1	議員サイト(7名)			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	420,000	420,000
2	区議会サイト			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	90,000	90,000
	サイト保守作業費用	1	60,000	60,000

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2020--9-10	0100611	
店番号	お取引口座番号	
0001-0629	300****	
振込手数料	お取引後残高	お取引金額
**440****	*****3,677,292	*****627,000
お取引内容	特別	利用手数料
電信振込	1244***0-005000-10288206	お取扱店番号

本所 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要で、お取引銀行まで。りそな銀行 品川支店

リテン(カ)様

スミタクキカイン ユウミンシユトウ 様

発信番号 8191000500000040

5097 0015063048

製図に「みずほ」からのお知らせがあります。

小 計	570,000
消 費 税 (10%)	57,000
合 計 金 額	627,000

振込先: りそな銀行 品川支店 普 0100611 リテン(カ)

2020年 10月 20日

# 御請求書

No. \_\_\_\_\_

## 墨田区議会自由民主党 御中

下記の通り御請求申し上げます

**RITEN株式会社**

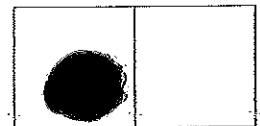
〒140-0013

東京都品川区南大井2-14-5-303

件名 会派報(第78回) 版下作成費

TEL 03-3761-5910  
FAX 020-466-48027

御請求金額 **¥176,000 -**



単位:円

項目	品名	数量	単価	金額
1	会派報(第78回) 版下作成費	4	40,000	160,000

### MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日 2020-10-22 振込・振替宛の口座番号 0100611 普通

店番号 0001-0629 お取引口座番号 300\*\*\*\*

振込手数料 2万円 5年以内 平均 振込金額 \*\*\*\*176,000

お取引内容 電信振込 振込金額 \*\*\*\*13,871,322

附記 利用手数料 お取引店番号 1253\*\*\*\*0-005000-20266682



小	計	160,000
消 費 税 (10%)		16,000
合 計 金 額		176,000

預金保険法の定めで生年月日の登録が必要ですが、お取引銀行まで。

りそな銀行  
品川支店  
リテン(カ)様  
スミタクギカイジユウミンシユウ 様

発信番号81A22005000004H

5050 0006485520

リテン(カ)

発行日: 2020/10/22

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

2020年 11月 25日

# 御 請 求 書

No. \_\_\_\_\_

## 墨田区議会自由民主党・令和 御中

下記の通り御請求申し上げます

RITEN株式会社

〒140-0013

東京都品川区南大井2-14-5-303

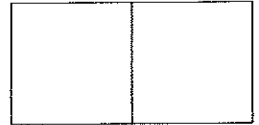
件名 議員&区議会サイト保守費用2020/10~12

TEL 03-3761-5910

FAX 020-466-48027

御請求金額

¥627,000 -



単位:円

項目	品 目 名	数 量	単 価	金 額
1	議員サイト(7名)			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	420,000	420,000
2	区議会サイト			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	90,000	90,000
	サイト保守作業費用	1	60,000	60,000

### MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日 2020-11-27 振込・振替先の口座番号 普通 0100611

店舗番号 0001-0629 お取引口座番号 300\*\*\*\*

振込手数料 お取扱情報掲載 口座 振込 振込金額  
\*\*\*440\*\*\* \*\*627,000

お取引内容 電信振込 お取引後残高  
\*\*\* \*\*10,626,740

振込 利用手数料 お取引後残高  
0932\*\*\*0-005000-20269744

本所 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要で、お取引銀行まで。

りそな銀行

品川支店

リテン(カ)様

スミダクキ"カイン"ユウミンシユトウ 様

電話番号 81B27005000001A

8731 0015212386

小 計	570,000
消 費 税 (10%)	57,000
合 計 金 額	627,000

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

リテン(カ)

2020年 12月 18日

# 御請求書

No. \_\_\_\_\_

**墨田区議会自由民主党 様**

下記の通り御請求申し上げます

RITEN株式会社

**件名 会派報(第79回) 版下作成費**

〒140-0013  
東京都品川区南大井2-14-5-303

TEL 03-3761-5910  
FAX 020-466-48027

御請求金額 **¥176,000 -**



単位:円

項目	品 目 名	数 量	単 価	金 額
1	会派報(第79回) 版下作成費	4	40,000	160,000

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認ください。必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日: 2020-12-23 振込・振替先の口座番号: 0100611 普通

高簿号: 0001-0629 お取引口座番号: 300\*\*\*\*

元金手数料: \*\*\*\*440 利用手数料: \*\*\*\*\*(5年以内) 利息: \*\*\*\*\*(平均) 振込・振替先のお取引金額: \*\*\*\*\*176,000

お取引内容: 電信振込 振込金額: \*\*\*\*\*10,054,357

特別: 1119\*\*\*\*0-005000-20261932

本所: 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要。お取引銀行まで。

りそな銀行

品川支店

リテン(カ)様

スミタクキカシユウミンシストウ 様

発信番号 81023005000003D

小 計	160,000
消 費 税 (10%)	16,000
合計金額	176,000

1443 0006362586

振込 ン(カ)

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

2021年 2月 19日

# 御 請 求 書

No. \_\_\_\_\_

## 墨田区議会自由民主党 様

下記の通り御請求申し上げます

RITEN株式会社

〒140-0013

件名 議員&区議会サイト保守費用2021/1~3

東京都品川区南大井2-14-5-303

TEL 03-3761-5910  
FAX 020-466-48027

御請求金額

¥693,000 -



単位:円

項目	品 目 名	数 量	単 価	金 額
1	議員サイト(8名)			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	480,000	480,000
2	区議会サイト			
	ドメイン&サーバ保守費用 3か月分	1	90,000	90,000
	サイト保守作業費用	1	60,000	60,000

### MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	2021--2-22	振込・振替先の口座番号	0100611	普通
店番号	0001-0629	お取引口座番号	300****	
振込手数料	**440*	お取引金額	*****693,000	
お取引内容	電信振込	お取引残高	*****5,967,457	
時刻	1020***0	お取引店番号	005000-20265866	

本所 預金保険法の定めで生年月日の登録が必要です。お取引銀行まで。

りそな銀行  
品川支店  
リテン(カ)様

スミタクキ カイシ ユウミンシユトウ 様

発信番号 81222005000002G

5881 0007827897

小 計	630,000
消 費 税 (10%)	63,000
合 計 金 額	693,000

お取引内容が不明な場合は、お取引店番号をお知らせください。

2021年 3月 22日

# 御 請 求 書

No. \_\_\_\_\_

**墨田区議会自由民主党 様**

下記の通り御請求申し上げます

**RITEN株式会社**

件 名 会派報 版下作成費

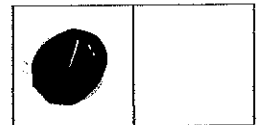
〒140-0013

東京都品川区南大井2-14-5-303

TEL 03-3761-5910

FAX 020-466-48027

御請求金額 **¥264,000 -**



単位:円

項目	品 目 名	数 量	単 価	金 額
1	会派報(第80回) 版下作成費	2	40,000	80,000
2	会派報(第81回) 版下作成費	4	40,000	160,000

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	2021--3-25	振込・振替先の口座番号	0100611	普通
振替号	0001-0629	お取引口座番号	300****	
預金手数料	**440****	お取引金額	*****264,000	
お取引内容	電信振込	お取引振替高	*****5,002,128	
時刻	1614****	利用手数料	0-005000-20268847	

この票はATMから発行されたもので、有効期限があります。

小 計	240,000
消 費 税 (10%)	24,000
合 計 金 額	264,000

本所  
預金保険法の定めで生年月日の登録が必要ですので、お取引銀行まで。  
りそな銀行  
品川支店  
リテン(カ)様


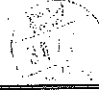
スマタクキカイズ ユウミンシユウ 様  
[Redacted]  
発信番号8132500500000EG

9160 0015186450

リテン(カ)

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	会派	
領収書番号	24		代表者 確認日		経理責任 者確認日 
支出日	2020/9/15(火) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 <b>2 研修費</b> 3 会議費   4 資料作成費   5 資料購入費 6 広報広聴費   7 要請・陳情活動費   8 事務費   9 人件費				
支出目的	研修費				
支出金額	4,500 円			減額前(按分前)金額	
支払先	墨田区訪問介護事業者連絡会				
支出内容	研修会参加費   報告書参照				
備考					
領収書添付					

# 訪問介護事業者会 勉強会

9/18 (火) 18:30~

領収証 豊田区議会自由民主党 様 No. \_\_\_\_\_

金額											7	4	5	0	0	
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	--

但

内訳

現金	
小切手	/
手形	/

R2 年 9 月 15 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等 (%)



SVL-R1

4/10 料 7400 x 9%

MIZUHO

みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。

内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	2020--9-15			振込・振替先の口座番号
店番号	0001-0629			お取引口座番号
	振込手数料	お取引残高	お取引金額	
	**0***	**4***	**4,500	
お取引内容	お引出し			
	***3,627.111			
時刻	利用手数料	お取引店番号		
1300	***0	-005000-20263569		

預金保険法の定めにより、お客さまの生年月日の登録が必要ですので、お手持ちの銀行の窓口までお越しください。

取引日時

発行日時

裏面に入りますからのお知らせがあります。

0988

0010291284



令和2年8月25日

墨田区訪問介護事業者連絡会  
会員各位

墨田区訪問介護事業者連絡会  
代表 小谷 庸夫

### 研修会のお知らせ

新春の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、墨田区訪問介護事業者連絡会として研修会を下記の通り開催します。

今回は新型コロナウイルス感染予防対策として、日々歯科医師として感染症対策をして診療をしている大久保先生をお呼びして講師をして頂きます。

記

題：『“新型コロナ感染拡大予防で在宅訪問する際の気をつけて  
いること”』

講師： 東京都向島歯科医師会 副会長

歯科医師 大久保 勝久 先生

日時	令和2年9月15日(火)
受付開始	18:00
時間	18:30 ~ 20:30
会場	墨田区役所13階 131会議室
参加費	墨田区訪問介護事業者連絡会員 無料 墨田区訪問介護事業者連絡会非会員 500円

以上



お申込み：

別紙にご出席の方の氏名をご記入の上、ヘルパーステーション和翔苑 小谷宛  
に9月4日(金)までにFAXにてお送りください。(FAX:03-3617-1502)



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	会派	
領収書番号	25	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2020/11/17(火) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費   2 研修費   3 会議費   4 資料作成費   5 資料購入費 6 広報広聴費   7 要請・陳情活動費   8 事務費   9 人件費				
支出目的	研修費				
支出金額	45,000 円			減額前(按分前)金額	
支払先	自治体議会研究所 代表 高沖秀宣				
支出内容	研修会参加費 報告書参照				
備考					

領収書添付

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	2020-11-17			振込・振替先の口座番号
店番号	0001-0629	お取引口座番号	300****	
振込手数料	お取引残高	お取引金額	45,000	
お取引内容	お引出し			
お取引残高	11,281,137			
特別	利用手数料	お取扱店番号	0954***0-005000-20268873	

預金保険法の定めにより、お客さまの生年月日の登録が必要です。口座をお持ちの銀行の窓口までお越しください。

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

**研修費** ・ 会議費 実績報告書

(どちらかに○をつけること)

件名	自治体議会特別セミナー23区
開催日時	2020年 11月17日 午後2時～ 午後4時30分
開催場所	台東区台東2-7-4 和田ビル本館402
主催者	自治体議会研究所 代表 高沖秀宣
会議、研修会等への参加目的	議員の資質向上と政務活動費活用策
会議、研修会等の内容	議員の資質向上の在り方 二元代表制における議会活動 政務活動費の適正な使用 政務活動費を活用した政策立案の仕方
会議、研修会等の効果	研修により上記を実行するべく研鑽
参加者数	16名
会費の有無 (内訳)	<input checked="" type="radio"/> 有 (@5000円×9名) <input type="radio"/> 無
通知文 (案内状等) の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 ※有の場合、証拠書類として添付 (写しでも可)
その他	

※ 会派が行うものについては、主催者の項目の記載は不要とする。

※ 関係する資料や報告書等の成果物を提出するものとする。

# 領 収 書

佐藤 篤 様


金 5,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木 545）

代表 高 沖 秀 宣  印

# 領 収 書

福田 はるみ 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木 545）

代表 高 沖 秀 宣  印

# 領 収 書

坂井 ひであき 様


金 5,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表 高 沖 秀 宣  (印)

# 領 収 書

たきざわ 正宜 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表 高 沖 秀 宣  (印)

# 領 収 書

樋口 敏郎 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木 545）

代表 高 沖 秀 宣  印

# 領 収 書

坂井 ユカコ 様


金 5,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木 545）

代表 高 沖 秀 宣  印

# 領 収 書

しもむら 緑 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。  
ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表 高 沖 秀 宣  印

# 領 収 書

かんだ すなお 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。  
ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表 高 沖 秀 宣  印



# 領 収 書

藤崎 こうき 様

金 5,000 円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー23区」受講料として。

令和2年11月17日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表 高 沖 秀 宣

印

## 新人からベテランまで！自治体議会特別セミナー in23区

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と議会事務局職員のための「学びの場」です。

議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「政務活動費の活用策」について、基本的な事項から政策立案への活用策まで扱います。どうぞ都内23区議会関係者の御参加をお待ちしております。

2020（令和2）年11月17日（火）

14：00～16：30（2時間半）

# 《議員の資質向上と政務活動費活用策》

記

◎日時：2020（令和2）年11月17日（火）14：00～16：30（2時間半）（13時から受付）

◎会場：台東区台東2-7-4 和田ビル本館402  
JR御徒町駅・秋葉原駅から徒歩約7分程度

◎受講料：5,000円（議員）、2,000円（職員）（当日払い）

◎講師：三重県地方自治研究センター上席研究員 高沖秀宣氏  
（議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長）  
（1953年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002年4月から三重県議会事務局で、政策法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。  
主な著書に『自治体議会改革講義』（東京法令出版、2018年）等がある。）

（プログラム）

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1 議員の資質向上の在り方 | 2 「二元代表制」における議会活動   |
| 3 政務活動費の適正な使用 | 4 政務活動費を活用した政策立案の仕方 |

◎申込方法：下記のmail又は電話にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。  
（参加者・講師はマスク着用、3密には可能な限りの対応をして少人数で実施。）

◎問合せ先：自治体議会研究所 代表：高沖秀宣（三重県津市白山町二本木545）  
申込先：mail: [soukon830@yahoo.co.jp](mailto:soukon830@yahoo.co.jp)、電話：090-4116-4501（9時～19時）

最終更新: 2020年12月1日

# 高沖秀宣先生 地方議会特別セミナー in23区

## 概要

- 区議会に限った話をしてみたい。

## 議員の資質向上

- 二元代表制
  - 三重県議会が議会基本条例で初めて「二元代表制」を採用した（平成18年9月）。
  - 栗山町議会基本条例には明記されていない。
- 執行機関に対して、議事機関としての議会（憲法第93条第1項）
  - 日本国憲法原文 deliberative organs = 審議・熟議する機関 ★議決だけに注目しない
  - 執行機関は住民のことも考えているが、執行しやすいものを作りがち。執行機関に有利な理論を採用しがちなので、議会は反対から光を当てるべき。
- 議決権（法第96条第1項）
  - 議決項目 15項目
    - 条例
    - 予算 「定める」 ★「承認」ではない。修正もあるということ。
      - 福井県議会は予算修正58年ぶり。
      - 政務活動費を用いて、予算案を審議すべき。
    - 決算 「認定する」
- 23区議会の特徴
  - 国会議員との近い関係を築くことが特徴的ではないか。特殊な性質を持っているのではないか。
- 二元代表制
  - 抑制と均衡
  - 国会は機関協調主義だが、地方自治は、機関競争主義。政策の競争を行う。
  - 完璧な予算案は存在しないが、99%可決 = 追認機関の現状
- 議会の権能
  - チェック機能
  - 政策形成機能
- 地方自治法では議員の役割は書かれていない。
- 議員力→議会力へ
  - 松阪市議会基本条例第3条第5号「議会力の強化」
  - 議員力の絶対値（+意見も一意見も）の総和 = 議会力
  - 議会の意見を首長にぶつけた時に、予算案に付けてこなければ、予算修正を行うべき。予算修正に当たっては、他の予算を削るべき。これは議会にしかできないこと。
- 議員に求められる資質
  - 議案を審査することのできる専門性
  - 合意を生むための調整能力
  - 議会主催の専門研修の重要性
    - 公聴会・参考人制度の活用を行なっていくべき。
- 議会改革度を測る基準

- 地方自治法第100条第14号
  - 「調査研究その他の活動」→調査研究は例示であり、これに関する活動に資するものでなければならない。
  - 「一部として」→返還請求はあり得ないのではないか。
  - どうしたら返還請求しないで済むかを考えて、調査研究活動をしてほしい。
  - 残部は二次配分するか、議員研修等を実施して費消すべき。
- 議会基本条例への定め方
  - 宮崎県小林市議会基本条例第13条
  - 大分県別府市議会基本条例第16条
- 調査研究とは
  - 予算案の事業の調査研究を行うべきではないか。
  - 事務所費・人件費は、調査研究のために専属的に雇用すべきで、全額支給すべきではないか。
  - 判例では、自動車のリースは入らないと判断されている。事務所費・人件費はその必要性について立証する必要がある。
  - 資料購入費—新聞代は全額ダメではないか。
- 適正な運用
  - 実費弁償を旨とすべき。★旅費条例の考え方と異なる（日当）。
  - 収支報告は、会計報告だけではなく、活動の成果報告を行うべきである。
  - 必要性和合理性に基づいて調査活動するべき。
  - 使徒の拡大から、質の充実強化へ。
- 全国の事例
  - 金沢市 政務活動費を月2万円減額し、議員報酬を3万円増額した。★恥ずかしい話。調査研究しない人も一律に支給額引上げはおかしい。
- コロナ禍にて
  - 返上は愚策であり、コロナ禍でできることを考えるべき。例えば政策シンクタンクに委託調査を行わせるべき。

## 23区における議会基本条例（古橋香織）

- 自己紹介
  - 東京都庁元職員、イメージコンサルタント
  - 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程に在籍中。
- なぜ23区において議会基本条例の制定は進まないのか。
  - 制定率
    - 全国で制定率約半数。
    - 全国では自治基本条例以上に議会基本条例が増えているが、23区議会では議会基本条例よりも自治基本条例が多い。
  - 23区議会の特徴
    - 党所属議員が多い。
    - 中央政府との物理的距離が近く、中央政府からの統制が高くなる。★国会議員との協働が地理的に多い。
  - 統計データ
    - 政党所属議員が多いほど、議会基本条例は制定されなくなる。

- 荒川区議会
  - 議会改革の中心は自民党議員だった。
  - 6年間かけて議会基本条例が制定された。
  - 住民に対してアピールするための道具の一つでもあった。
- 板橋区議会
  - 議会改革は自主勉強会が発足し、自然発生的だった。
  - 改革の主体は当選4回以上の議員だった。
- 文京区議会
  - 議会改革の雰囲気はあり、視察も行ったが、会派間の意見合意ができなかったため、頓挫してしまった。

#### 質疑応答

- 審議は主要なポイントについて行うべき？
- 調査研究の具体的な方法は。
- 首長新党（おおさか維新の会）と二元代表制の問題点
- 政策形成機能—会派マニフェスト、委員間討議の上でまとめる。
- 使い勝手のいい安価な政策シンクタンクがない。

2020年11月17日

2020年 地方議会特別セミナーin23区

『議員の資質向上と政務活動費活用策』

《議会改革の底辺から  
底辺の改革へ》

## 自治体議会研究所

### 第一講 議員の資質向上

#### I 議会の役割・機能

- 憲法 93 条 議事機関として議会を設置する。  
→審議する、熟議する機関 (deliberative organs)

住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。  
合議制の住民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、  
議会は、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。

#### ○議決機関としての議会の権能

- ・地方自治法（第 96 条第 1 項）の議決権が最も基本的で本質的  
条例の制定や予算の議決など  
⇒議決によって自治体意思が決定される ⇒ 団体意思の決定機能

#### ○長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能

- ⇒ それぞれ直接住民を代表する機関である議会と長が、  
相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの  
⇒憲法上、いわゆる「二元代表制」が要請されている。

議会は、住民の代表機関といった立場から、当該自治体の行政全般にわたる監視機能を果たすことが求められる。

決算の認定についても、執行機関の事務執行に対する監視機能を担う議会の重要な権能であると位置づけられる。

#### ○議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。

- 議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、  
専門的事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等

⇒ 議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、地方自治体の自

また、議員も政策形成機能にあまり関心がないのが現状だ

## II 議員の役割・資質

### ○ 議員の役割

- ・住民の「代表」についての明確な規定はない。
  - 議会基本条例で規定している場合が多い。
  - 議会基本条例が制定されていない議会は？

(例) 松阪市議会基本条例

(基本方針)

第3条 市議会は、市民を代表する議員によって構成される議事機関としての議決責任を深く認識し、前条の基本理念を実現するため、次の各号に掲げる基本方針に基づき議会活動を行わなければならない。

- (5) 広く市民の意思を把握し、市政に的確に反映させるとともに、議員一人一人の資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り組むことにより、議員力及び議会力を強化すること。

「議員力」とは、市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力、すなわち審議能力、監視能力、政策形成能力、政策立案能力などをいう。

「議会力」とは、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する監視機能、政策形成機能、政策立案機能など、原則的かつ総合的な機能をいう。

### ○ 議員に求められる資質

- ・「専門性」・・・特定の分野に関する高い専門的知見を有していること、地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・政策立案を行うことや、合議体の議会において、意見集約し、合意を得るための調整能力も専門性に含める考え方もある。このような専門性は、議会として有していればよいという考え方もあるが、監視機能や政策形成機能等の議会機能を一層発揮していくためには、議会として議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行うとともに、公聴会や参考人制度等の活用を図りながら、議会の専門性を高めていくべきである。

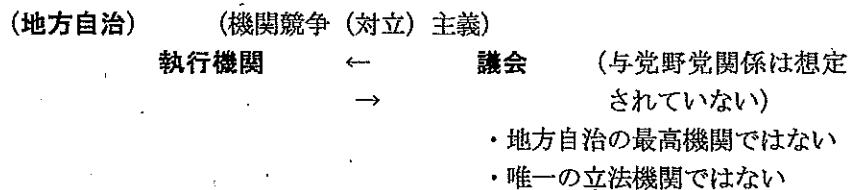
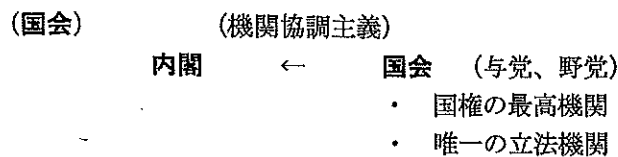


### Ⅲ 「二元代表制」と「議会改革」

#### (1) 「二元代表制」について

→ 憲法上、地方公共団体の長と議会の二元主義が採用されていると一般に理解されている → 二元代表制

・ 与党(政権党)・野党関係は生じない制度であるが、実態は？



#### 《二元代表制における議会の役割をどう捉えるか？》

議会は、首長を支援する・支持する役割を住民は期待しているか？

⇒ 議会は、首長の追認機関ではない!!

議会は、首長とは、立場や役割が異なる ⇒ 二元代表制の意義

何をするための議会なのか？ 議会の存在意義は何か？

《「二元代表制」は機能しているか？》

ゆえに、地方公共団体の自治体地位について、固めておくと共に、基本的に、議事機関である議会及び執行機関である知事・市長などが、住民による直接選挙を通して住民の意思を反映するしくみ—いわゆる二元代表制—をとることを要求している。

もともと、このような二元代表制を採っているにもかかわらず、地方自治体の長、つまり首長にかなり強い権限を認める一方で、議会の権限は限定的に列挙するやり方をとっている。

※首長優位の仕組み・・・専決処分、再議制度、予算修正権の限界など

・ 自治体議会は、首長優位のシステムに、二元代表制の立場から戦略を持って対抗しているか？

・ 議会は、オール野党？ 党派間の関係は？議会と首長との関係は？  
党派間で合意し、議会として一丸となって意思表示できるか？

⇒ 議会は、「二元代表制」を理解し、実質的に機能しているか？

⇒ 議会改革とは、「二元代表制」を追求していくこと、ではないか？  
(二元代表制の実質化)

○ 自治体議会をめぐる新しい状況 ⇒ 二元代表制の追求

・ 住民に開かれ、住民とともに歩む議会

・ 執行機関の追認機関からの脱皮、自治体意思の決定機関の自覚

・ 執行機関への質問だけから議員同士の討議を中心とした議会運営へ

→ 戦略を持って政策提言できる議会へ

⇒ これまでの「監視型」議会から「政策提言型」議会へ  
(最近は、「政策議会」という用語も主張されている。)

【参考文献】高沖秀宣『「二元代表制」に惹かれて』（公人の友社）

4

## (2) 「議会改革」について

○ 議会改革とは何か？

・ 議会改革は、何を改革することか？

- ・ 一人の議員の意見は、議会の意見ではない  
⇒ 「機関としての議会」が実現されているか？
- ・ 自治体議会の多様性を踏まえれば、全ての議会に当てはまるような、議会の活性化に向けた単純な解決策は存在しない。  
⇒ 議会の数だけ議会改革の処方箋がある。自治体議会が自らの特性に応じて、独自の議会改革手法を模索していかなければならない。  
(三重県議会基本条例では「議会改革推進会議」の設置を規定)  
各議会は、常設の議会改革検討組織を設置しているか？
- 定数削減・議員報酬減額は、議会改革か？  
定数を半減して、議員報酬を倍額にする？  
行政改革の考え方を議会に持ち込むのは誤り
- 非常事態時における議会の在り方  
→ 専決処分の濫発、一般質問の制限、政務活動費の返上など
- 議会改革とは、二元代表制を追求することではないか？  
(二元代表制を実質化していくこと)
- 議会改革は、「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで、二元代表制における機関対立主義の理念を作動させようとするものであり、分権時代における自治体の意思決定の在り方に対する自治体議会の側からの一つの解答である。(『自治体議会の課題と争点』(芦書房)所収の三浦正士「自治体議会改革と議会基本条例」より抜粋)

5

#### ○ 議会改革度を測る基準？

(例) 早稲田マニフェスト研究所の議会改革度調査

(調査の観点) 議会が果たすべき役割として3つの柱

- (1) 情報共有 (本会議などの議事録や動画、政務活動費、視察結果の公開等)
- (2) 住民参加 (傍聴のしやすさ、議会報告会などの実施、住民意見の聴取等)
- (3) 議会機能強化 (議会本来の権限・能力を発揮するための機能強化状況等)

#### ◎ 東京都・議会改革度ランキング 2019

	(情報共有)	(住民参画)	(機能強化)
町田市議会 (3位)	4	3	17

小平市議会 (117 位)	239	83	238
八王子市議会 (198 位)	100	538	142
調布市議会 (226 位)	12	514	566
板橋区議会 (271 位)	270	697	99
品川区議会 (282 位)	161	378	447
小金井市議会 (286 位)	25	440	787

(上記以外は全国 300 位以下。世田谷区議会は？足立区議会は？)

(情報共有) 部門の強化策としては、

- ・政務活動費の公開・チェック
- ・住民意見の議会への反映

(住民参画) 部門の強化

- ・住民の発言機会
- ・住民意見の議会活動への反映

(機能強化) 部門の強化

- ・議会基本条例の制定
- ・議員間討議の実施

6

## 第二講 政務活動費活用策

### I 政務活動費とは何か

#### ① 地方自治法の規定

第 100 条 1~13 略

14 議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

#### ② 「調査研究その他の活動」(立法者の意思)

(平成 24 年 8 月 7 日 衆議院総務委員会会議録より)

- ・調査研究活動以外に、その他の活動にも用途を拡大したが、具体的に充てることができる経費の範囲について条例で定めることとした

れていなかったといったものについても、条例で対象とすることができるようになると考えられる。

どのような経費の範囲を条例で定めるかについては、これは各議会において適切に御判断をしていくべきものであると考えている。

ただし、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであるということから、議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは、条例によっても対象にすることができない。

・ 使途の範囲の対象は拡大されたが、どの範囲までにするかは、各議会が条例で定めればよく、調査研究本来の意義からは、範囲の対象を、間口を絞って考えるべきではないか？

7

(宮崎県小林市議会基本条例)

(政務活動費の執行等)

第13条 小林市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年7月小林市条例第6号)に基づく政務活動費の交付を受けた会派は、これを有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 会派は、交付を受けた政務活動費について、別に定める使途基準に従い、適正に執行するとともに、常に市民に対し説明責任を負うものとする。

(大分県別府市議会基本条例)

第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するために交付されるものであることを認識し、

・・・適正に執行しなければならない。

③ 使途の透明性の確保 → 議長の責任

ア ホームページへの収支報告書・領収書の記載

イ 公開窓口・縦覧窓口の設置

ウ 活動報告書・視察報告書・成果報告書の作成・公開

⇒ 収支報告書・領収書等は、ネット公開が当たり前

⇒ HP上で公開していない議会は、何故公開しないのか？

④ 「第二の報酬」と言われるのは何故か？

・ 有権者の感覚との大きなズレを自覚すること。そのことと真摯に向き合わない限り、政務活動費を巡る問題の再発防止の道はない。

- ・ 政務調査費と政務活動費の対象経費  
⇒ 対象経費は自治法的には拡大したが、具体的な使途基準は条例で決めるから、間口を狭めて厳格に捉えることは可能である。

8

## II 政務活動費の適正な運用

- 1 使うことが目的ではなく、議員活動の成果を挙げるための支援措置  
何のために使うかの認識が十分ではない？
- 2 住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うべきかが先決  
議員にその心構えがあるかどうか？ ⇒ 議員研修の徹底
- 3 政務活動は、実費弁償を旨とすべき  
宿泊費等の定額支給は改めるべき⇒旅費条例の考え方とは異なる  
したがって、日当等は不要である
- 4 委員会の視察とか議員派遣のような命令権者から命令されて行く公務出張とは別で、議員が自発的に行うものとの認識が必要
- 5 政務活動費は、概算払いの預り金である  
もらいきりではなく、余りが出れば当然返還するもの  
領収書で帳尻合わせをすればいい？
- 6 収支報告は、会計報告だけではなく、活動の成果報告である  
使うだけではだめで、住民にその成果を示すこと  
成果報告書も併せて作成しておくこと

解決策の模索などの政務活動にどのように活用するか？

活用した実績は議員に立証責任あり、住民を納得させることが重要

9

### Ⅲ 政務活動費と政策立案

#### (1) 政策立案能力

ある問題を解決するために政策を構想し、政策を実現するために必要な枠組みや仕組みを創り上げる能力

⇒ この能力の神髄は、「条例の提案」である。

つまり、政務活動費をつかって調査研究をやり、その調査研究した結果、何らかの政策に練り上げ、条例の提案まで持ち込むことができるかどうかポイント

→ 果たして政務活動費を使って調査研究をやっているか疑問？

#### (2) 政策立案は、検討された課題を解決するための有効な政策をまとめること。

何が問題なのか

政策を開発し実施することで何が利益なのか

どのようなアプローチをする必要があるのか

そのアプローチは有用なのか

⇒ これらの点を政務活動費を使って調査すべき

⇒ 政務活動費は、調査研究費項目で使用すべきだ！

⇒ 大半が、研修費か広報費使用しているのではないか？

⇒ 調査研究に使用せずに、返還していいのか？

#### (3) 政務活動費の在り方

(大森彌説)「議員NAVI」Vol. 45

政務活動費における「政務」の意味を、議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に発揮される方

向で政務活動費の使途を転換する

10

益次市・・・政活費を月 2 万円減額し、議員報酬を 3 万円増額した

津幡町議会・・・月 2 万 5 千円の政活費を 28 年度から廃止した。  
「自己責任で自由に行うべきである議員活動に制限が及ぶことのないよう」  
一方、議員報酬は月 5 万円ほど増額した

内灘町議会・・・月 2 万円の政活費を 28 年度から廃止し、  
議員報酬を月 6 万 5 千円上げた

※ 議員報酬の中から政務活動に関する費用を出すべきだとの意見？  
一人の議員の不要だと言う意見により、議会全体で廃止した？

(2) 「政務活動」は何を換えるか？

( 三谷哲央議員「自治日報」平成 25. 2. 15)

- ・ 単に間口が広がり、使い勝手がよくなったと喜んでいる場合などではなく、むしろ議員の在り方、議会の在り方が改めて厳しく問い直されることになる

⇒ 我が国の自治体議会の形を大きく変える可能性を秘めているかもしれない。むしろ変える契機になることを望むものである。

(3) 政策立法費に改正

中央大学・佐々木信夫教授 (行政学)

- ・ 政策立案につながる経費に重点配分されるよう「政策立法費」に改正したうえで、国会の法制局に当たる「県議会法制局」をそれぞれ設置し、半分をスタッフの person 費などに充てるのも一案だとしている。

⇒ 「第二の報酬」ではなく、政策立案・提言機能を発揮するために使途を制限すべきではないか!!

11

(4) 最近の政務活動費の不適切な事例 (2020 年)

(都道府県議会)

- ① 福井県議会 2020 年 6 月 10 日 中日新聞 (夕刊)  
県議 2019 年度に受給した 約 260 万円を返還するとした  
事務所の 30 代男性事務員が横領した  
政活費で購入した物品の内、110 万円程度に納品不明や



不議辞職 カラ出張の繰り返し

- ③ 埼玉県議会 産経新聞 6月10日
- ・ 県議・・・過去の不正受給 全額返還
- 県議選で使用したコピー機の設置費 約5万2千円を  
「ファックス定期点検代」と偽り、30年度政活費を不正に受給
- ④ 長崎県議会
- ・ 県議・・・事務所費を全額適用しながら、実際は半額支払い。  
全額分の領収書は、議員が作成

(政令市議会)

- ① 京都市会 京都新聞 2020年6月2日
- 市議 事務所の照明工事の代金を二重計上  
2017年度 照明工事が行われていないのに代金約7万5千円を支出  
2018年度 工事を行ったがほぼ同額を計上

(市議会)

- ① 富山市議会 NHK 富山 NEWS WEB 2020年6月11日
- 富山市議会の議員は、平成27年10月から28年2月にかけて、市政報告会の資料2400部の印刷費用として、政活費136万円余を受け取っていた。実際に印刷されたと確認できたのは9部のみ。監査委員は、134万円を返還するように求めた。→ 選挙資金が必要だったので水増ししたことを認めて、返還するとしている。

⇒ 以上、ほとんどが事務局で事前チェックできるのではないかな?

12

◎ HPで公開されている各議会の状況等について

- ① 墨田区議会 (27万1千人)
- ・ 月額 14万円
- 会派に交付で、議員個人には交付されていない。  
事務所費も計上できない。
- ・ 返還している会派が目立つ。
  - ・ 調査研究費以外では、広報広聴費や事務費が多い。
- ② 世田谷区議会 (94万4千人)
- ・ 月額 24万円
- 会派又は議員に交付

### ③ 足立区議会 (68万4千人)

- ・月額 16万円
- ・会派に交付?
- ・返還額も目立っている。
- ・調査研究費よりも、事務費・人件費・広報広聴費が多い。

以

上

## 議会



自治体議会研究会代表  
高沖秀宣  
(国会事務局議員会派共同代表)

全国の自治体議会、前年比で政務活動費の収支総額は倍増が公算されている。7月1日付けの自治体政務活動費調査報告書によると、19年度、4割の自治体で4億円以上の収支総額を計上している。一方で収支総額が2億円未満の自治体は2割にとどまっている。前年度と比べて、増減幅が大きい自治体は多いと見られる。

### 政務活動費の政策的活用について

高沖秀宣代表  
この政務活動費は、議員・政務委員が職務上必要とする経費として交付される。議員・政務委員は、市民の声を聞き、市政の発展に貢献するために、議員・政務委員としての責務を果たす必要がある。そのため、議員・政務委員の職務上必要な経費を確保し、政策的に活用することが重要である。

高沖秀宣代表の取材による調査結果によると、自治体議会が収入を確保するために、議員・政務委員の職務上必要な経費を確保し、政策的に活用することが重要である。議員・政務委員は、市民の声を聞き、市政の発展に貢献するために、議員・政務委員としての責務を果たす必要がある。そのため、議員・政務委員の職務上必要な経費を確保し、政策的に活用することが重要である。

#### 4 広聴費、会議費

広聴費：会派（議員）が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

会議費：会派（議員）が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）

**Q 広聴費、会議費に対する支出について、どのように適否を判断すべきですか。**

A 会議費については、その会議の場所が飲食店の場合や、その内容が政務活動以外の参加者間の懇親その他の目的と推測される場合、按分した一定割合または全額について政務活動費の支出を認めない判例等があります。

したがって、広聴費や会議費の支出については、支出の根拠となった会議の開催場所が政務活動を行う場所として適当なのか、会議の内容が主に市政に関する意見交換や議論などを行うための会合なのか、参加者や参加対象者が後援会のメンバーといった特定のメンバーやグループになっていないかなど、政務活動の一環である会議としての要素を備えているか、十分に吟味する必要があると考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

**【平成20年（行ウ）第4号（平成24年2月3日 青森地裁）】**

会議費として支出された「市民と語る会」については、領収書の発行主体が飲食店（和風スナック）であること、会の内容も後援会員23名と市政を語るというものであったとされていることからすれば、同会の実態は専ら後援会員らによる飲食を伴う私的な会合であったことがうかがわれ、上記疑問に対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

**【平成19年（行ウ）第134号（平成25年2月27日 大阪地裁）】**

広聴費に関する本件使途基準にいう「政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議」に当たるというためには、少なくとも政策等に対する要望又は意見の聴取を目的とする会議であることが必要であると解されるどころ、ベビーヒーリングタッチ教室の広告にはそのような目的があることをうかがわせる記載が全くないことや、各教室の参加者に対し、要望又は意見を聴取する前提として、何らかの政策等が示されたことをうかがわせる証拠もないことなどからすると、各教室の主たる目的は、ベビーヒーリングタッチやヨーガを参加者に教えることにあったと推認するほかない。そうであれば、仮に各教室に当該会派が主張するような効果があったとしても、それは教室開催の副次的な効果にすぎないのであって、各教室が上記「政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議」であると認めることはできない。

外の活動に利用された割合について、被告らから客観的資料に基づく立証は行われていない。

したがって、上記の会場使用料の2分の1を超える金額が、本件使途基準に合致しない違法な支出と認められる。

**【平成26年（行ウ）第15号（平成30年1月31日 岡山地裁）】**

広聴費として認められるか否かの判断に当たっては、市政又は会派の政策に関する意見や要望を聞くことを目的とした会合について、当該会合の内容と上記目的との関連性、支出額が内容等に照らし相当であるといえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性を有するものといえるか否かについて審査すべきである。

**【平成29年（行コ）第5号、同第13号（平成30年2月8日 仙台高裁）】**

**【原審：平成25年（行ウ）第11号（平成29年1月31日 仙台地裁）】**

当該勉強会は、開会の挨拶、15分程度で議員による市政報告、10分程度で県政報告、50分ないし1時間の講師による勉強会、昼食という次第であり、（中略）50分ないし1時間の勉強会のみを取り上げれば、調査研究活動との合理的関連性がないとはいえないものの、案内文の体裁からして開催主体は当該議員の後援会であるし、全体の式次第や会費からすれば、後援会員か否かにかかわらず、広く市民を招いて行うことを目的とするものとは言い難く、また、平成24年3月23日の勉強会については、案内文末尾に勉強会に引き続いて世話人会を開催することが予定されていたことからすると、いずれの勉強会も、全体としてみれば、後援会員同士の親睦を図り、後援会を盛り上げることを目的とした後援会の一行事であるというほかない。

この点、被告補助参加人（会派）は、当該勉強会は、会議開催時間のうち4分の3は市政報告、県政報告及び勉強会（テーマは震災復興に関する内容である。）に充てられており、少なくともその限度では市政との合理的関連性が認められるから、後援会活動としての側面があったとしても、調査研究活動としての側面は必ずしも失われないと主張しているが、二度の勉強会が市政に関する見識を市民に広める効果を有する側面がわずかにあるとしても、後援会の一行事として行われている以上、調査研究活動の目的が後援会活動目的とは別個に存在していたとは言い難く、被告補助参加人（会派）の主張は採用できない。

以上によれば、当該勉強会のための会議室料及び会場費について支出した会議費は、調査研究活動以外の目的で行われたものとして、支出額の全額が使途基準に合致しない違法な支出であるものと認められる。

**【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】**

**【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】**

「国会議員A出版記念パーティ及びナビゲーターとの意見交換会」は、その記載からす

併有していたとの疑いを否定で  
準に違反するとした。

## 第5節 広聴広報費

### 1 広聴広報活動総論


広報費と広聴費（都道府県の場合は、通常、両経費を合わせて「広聴広報費」としている。）について、平成28年10月26日岡山地裁判決は、「広報費（議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費）が支出項目として掲げられているのは、政務活動費の支給対象となる議員が、議会活動や市政について、住民への情報発信を行うために要する経費を、議会活動に資するために必要な経費として認める趣旨と解される。したがって、広報費として認められるか否かの判断にあたっては、その支出が議員報告に関する支出であるか、その方法が合理的であるといえるか、支出額が内容等に照らし相当といえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するものといえるか否かについて審査すべきである。

また、広聴費（議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費）が支出項目として掲げられているのは、政務活動費の支給対象となる議員が、議会活動や市政について、住民からの要望、意見等を吸収するために要する経費を、議会活動に資するために必要な経費として認める趣旨と解される。したがって、広聴費として認められるか否かの判断にあたっては、市政又は政策に関する意見や要望を聞くことを目的とした会合について、当該会合の内容と上記目的との関連性、支出額が内容等に照らし相当であるといえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するものといえるか否かについて審査すべきである」としている。標準的な理解であろう。

広報活動の手法としては、広報紙（誌）（市政・県政報告書）、ホームページ、新聞等の意見広告、政務活動（市政・県政）報告会等があるが、まず、広報活動に共通する基本的な論点を確認する。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	木内 清	
領収書番号	26		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2020/4/30(木)		～	2021/3/25(木)	
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費		5 資料購入費		
支出目的	資料購入費				
支出金額	49,800 円			減額前(按分前)金額	
支払先	読売センター業平 村田善雄				
支出内容	(品名等を具体的に) 読売新聞購読料				
備考	第一紙は 産経新聞				

領収書添付

	支払日	支出金額
1	4月30日	¥4,150
2	5月29日	¥4,150
3	6月26日	¥4,150
4	7月28日	¥4,150
5	8月26日	¥4,150
6	9月28日	¥4,150
7	10月29日	¥4,150
8	11月26日	¥4,150
9	12月14日	¥4,150
10	1月26日	¥4,150
11	2月26日	¥4,150
12	3月25日	¥4,150
	合計	¥49,800



亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

2年 4月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました2年4月30日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 50-000 集来店  
03-3622-9639



亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

2年 5月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました2年5月29日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 50-000 集来店  
03-3622-9639



亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

2年 6月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました2年6月26日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 50-000 集  
03-3622-9639



亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

2年 7月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました。2年7月9日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業部  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639



亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

2年 8月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました。2年8月26日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業部  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639



亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

2年 9月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました。2年7月28日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業部  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639





お問い合わせ用

56073

亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

木内 清

様

2年 10月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました2年10月29日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平

村田 善雄

墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639



お問い合わせ用

56073

亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

木内 清

様

2年 11月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました2年11月26日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願  
いします。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平

村田 善雄

墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639

領収証

木内 清

様

No. 315

金額

4,150 円

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コケヨ ウケ-92

但 令和2年11月26日 上記正に領収いたしました

収入印紙



読売センター 業平

〒130-0002 東京都墨田区業平3-10-12  
TEL 03(3622)9639 FAX 03(3622)9683



領 収 書

亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

3年 1月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました3年1月26日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願い  
します。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639



領 収 書

亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

3年 2月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました3年2月26日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願い  
します。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639



領 収 書

亀沢 2-12-3  
霜鳥ビル 501

お問い合わせNO 56073

木内 清 様

3年 3月分 4,150 円

左記のとおり正に領収致  
しました3年3月25日

新聞名	部数	金額
※ 読売新聞 朝刊	1	4,150

新型コロナウイルス感  
染防止にご協力をお願い  
します。

※は軽減税率対象 8%対象 4,150円 (税307円)

読売センター業平  
村田 善雄  
墨田区業平3-10-12 区 017 順 51-000 集  
03-3622-9639

1 紙目



領 収 証

R-01 区 97

木内 清 様

亀沢2-12-3 霜鳥ビル501

18828 読  
R2年4月分

産経新聞※ ※は軽減税率8%(消費税224)	1 合計	3,034 3,034	金額合計 <b>3,034</b>
---------------------------	---------	----------------	----------------------

R2年4月30日

新聞購読料のお支払いは  
クレジット・口座振替で  
も承っております。  
キャンペーン実施中！！

産経新聞 両国サービスセンター  
東京都墨田区本所1-18-2  
所長 松橋 敏彦

Tel 03-3623-4239  
Fax 03-3623-4339



この領収書は、発行日より1年以内の間に限り、領収書の  
写しを添付して、請求書の提出に使用することができます。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党	整理番号	木内 清		
領収書番号	27	代表者 確認日	3年4月 代表者	経理責任 者確認日	3年4月 代表者
支出日	2020/4/24(金) ~ 2020/10/29(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費				
支出金額	65,347 円			減額前(按分前)金額 130,699 円	
支払先	NTTファイナンス株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話使用料				
備考					

領収書添付

	支払日	支出金額	按分前金額
1	4月24日	¥9,330	¥18,661
2	5月26日	¥9,346	¥18,693
3	6月29日	¥9,336	¥18,672
4	7月27日	¥9,320	¥18,641
5	8月26日	¥9,389	¥18,779
6	9月28日	¥9,313	¥18,627
7	10月29日	¥9,313	¥18,626
	合計	¥65,347	¥130,699

請求書 (おまとめ請求分)

130-0014  
墨田区亀沢2丁目12-3-501

寤鳥ビル  
木内 清 様

020042101045205881

18035

発行年月日 2020年 4月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-9991000 (無料)  
【運付先】  
〒170 豊島区東池袋3-16-3  
〒0013 アーバンネット池袋ビル  
社用コード H20021311001 18035 18035 00 Z  
62 000000 111 20040301Z



日曜、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 5ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
0309-5017-34927	2020年 4月ご請求分	18,661円	2020年 4月30日(木)

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\* 18,496円  
NTTドコモ分ご請求額 165円  
NTTファイナンス分ご請求額 (合計) 18,661円  
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

電話料金等払込受領証  
おまとめ請求分

ご請求先氏名 木内 清 様	お客様番号 0309-5017-34927	2020年 4月ご請求分 金額(円) ¥18,661-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-9991000	領 取 日 付 印 
------------------	--------------------------	-----------------------------------	----------------------	----------------------------	---------------

取入印紙貼付欄  
金融機関・CVS用

番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。

【NTTドコモからのお知らせ】

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お知らせは次ページに続きます。



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



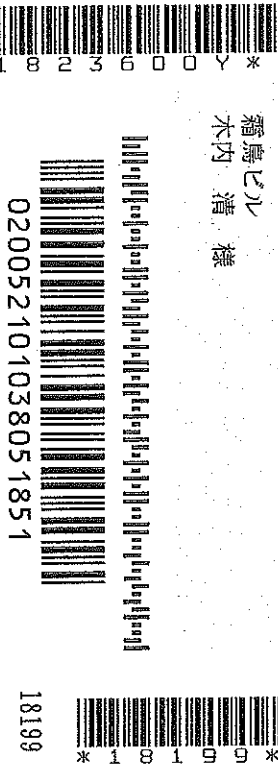
請求書 (おまとめ請求分)

130-0014  
墨田区亀沢2丁目12-3-501

霜鳥ビル  
木内 清 様



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



18199

発行年月日 2020年 5月18日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-9991000 (無料)  
【受付先】  
〒170 墨田区東地袋3-16-3  
-0018 アーバンネット地袋ビル  
社用コード H20021311001 18199 18199 00 Z  
62 000000 1 1 20050301Z

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 5ページ)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER) 0309-5017-34927	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2020年 5月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 18,693円	お支払期限 (DUE DATE) 2020年 6月 1日(月)
--	--	------------------------------------	---------------------------------------

[NTTファイナンスからのお知らせ] ----- お 知 ら せ -----  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\* 18,528円  
 NTTドコモ分ご請求額 165円  
 NTTファイナンス分ご請求額 (合計) 18,693円  
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 請求書 (払込取扱票) 表記の口座記号番号は、お客様振込  
 なお、料金の支払いについては、払込取扱票の裏面に記載  
 \*\*\* 受付時間のお知らせ \*\*\*  
 おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先 (0800  
 受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます

おまとめ請求先  
お客様番号 0309-5017-34927  
2020年 5月ご請求分  
金額(円) ¥18,693-  
受取人 NITファイナンス株式会社  
お問合せ先 (無料) 0800-9991000  
  
 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用) ←お客様

お電話でお問い合わせいただく際のお問い合わせ先電話番号のおかけ間違いが多くなっております。  
 番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。  
 [NTTドコモからのお知らせ]

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。  
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お知らせは次ページに続きます。

請求書 (おまとめ請求分)

130-0014  
墨田区亀沢2丁目12-3-501

霜島ビル  
木内 清 様



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 6月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター  
お問合せ先 0800-9991000 (無料)

【受付先】  
〒170 墨田区東池袋3-16-3  
-0013 イーパネット池袋ビル  
社用コード H20021311001 18221 18221 00 Z  
62 000000 1 1 20060301Z

020062101041661925

18221



日債、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 5ページ)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) お 様 様 号 号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
0309-5017-34927	2020年 6月ご請求分	18,672円	2020年 6月30日 (火)

お 知 事

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTTフコモ分ご請求額 18,507円  
NTTファイナンス分ご請求額 18,672円  
(合計) 18,672円  
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
請求書 (私込取扱票) 表記の口座記号番号は、お客様振  
なお、料金の支払いについては、私込取扱票の裏面に記  
\*\*\* 受付時間のお知らせ \*\*\*  
おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先 (080) 電話  
受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます。  
お電話でお問い合わせいただく際のお問い合わせ先電話番号のおかけ間違いが多くなっております。  
番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。

おまとめ請求分  
ご請求先氏名 木内 清 様  
お客様番号 0309-5017-34927  
2020年 6月ご請求分  
金額(円) ¥18,672-  
受取人 NTTファイナンス株式会社  
お問合せ先 (無料) 0800-9991000  
印 附 日 取 取  
20.6.29  
取入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

【NTTフコモからのお知らせ】

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、フコモショップへ払い込みをお願いします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お知らせは次ページに続きます。

請求書 (おまとめ請求分)

130-0014  
墨田区亀沢2丁目12-3-501

霜鳥ビル  
木内 清 様



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

Webでのお問い合わせ先

発行年月日 2020年 7月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター

お問合せ先 0800-9991000 (無料)

【送付先】  
〒170 墨田区東池袋3-16-3  
-0013 アーバンネット池袋ビル  
社用コード H20021311001 18230 18230 00 Z  
82 000000 1 1 20070301Z

http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/p/?page=1

18230



020072101041149893



18230



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 5ページ)  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までにご請求内訳をご覧ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) 0309-5017-34927	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2020年 7月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 18,641円	お支払期限 (DUE DATE) 2020年 7月31日(金)
---	--	------------------------------------	---------------------------------------

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTTドコモ分ご請求額 18,476円  
NTTファイナンス分ご請求額 18,641円  
(合計) 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
請求書(払込取扱票)表記の口座記号番号は、お客様振込  
なお、料金の支払いについては、払込取扱票の裏面に記載  
\*\*\* 受付時間のお知らせ \*\*\*  
おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先 (0800  
受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます

お電話でお問い合わせいただく際のお問い合わせ先電話番号のおかけ間違いが多くなっております。  
番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。

【NTTドコモからのお知らせ】

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

請求先氏名 木内 清 様	お客様番号 0309-5017-34927	2020年 7月ご請求分 金額(円) ¥18,641-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-9991000	印 附 日 2020.7.27
-----------------	--------------------------	-----------------------------------	----------------------	----------------------------	--------------------

収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

お知らせは次ページに続きます。



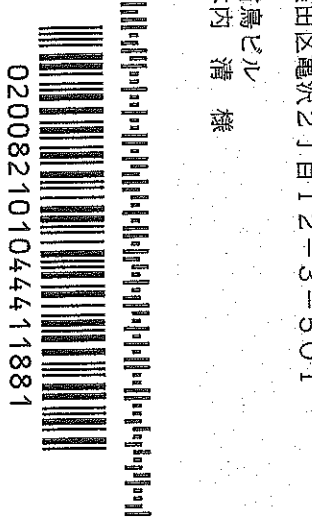
請求書 (おまとめ請求分)

130-0014  
墨田区亀沢2丁目12-3-501

雅鳥ビル  
木内 清 様

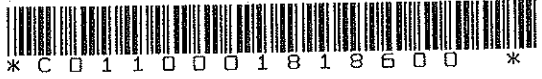


NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



Webでのお問い合わせ先  
http://contact.bill.nnt-finance.co.jp/?page=1

発行年月日 2020年 8月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-9991000 (無料)  
【速付先】  
〒170 豊島区東池袋3-16-3  
-0018 アーバンネット池袋ビル  
社用コード H20021311001 18160 18160 00 Z  
62 000000 11 20080301Z



お客様番号 (BILLING NUMBER) お 様 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
0309-5017-34927	2020年 8月ご請求分	18,779円	2020年 8月31日 (月)

NTTファイナンスからのお知らせ  
NTTグループ各社ご請求金額  
NTTドコモ分ご請求額  
NTTファイナンス分ご請求額 (合計)

18,614円

NTTファイナンスからのお知らせ  
請求書 (私込取扱票) 表記の口座記号番号は、お客様振込  
なお、料金の支払いについては、私込取扱票の裏面に記載

受付時間のお知らせ  
おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先 (0800-999-1000) につきましては、  
受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます。

お電話でお問い合わせいただく際のお問い合わせ先電話番号のおかけ間違いが多くなっております。  
番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。

NTTドコモからのお知らせ

お知らせはページに続きます。

請求先氏名 木内 清 様  
お客様番号 0309-5017-34927  
2020年 8月ご請求分  
金額(円) ¥18,779-  
受取人 NTTファイナンス株式会社  
お問合せ先 (無料) 0800-9991000  
領 取 日 印 20. 8. 26  
収入印紙貼付欄  
※CVS用(入金欄)※

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

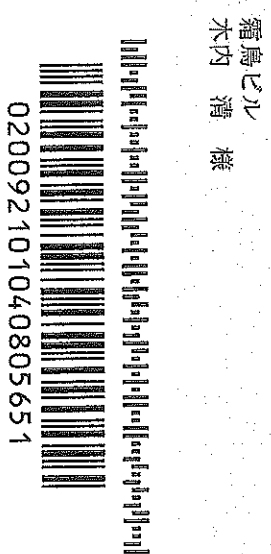
請求書 (おまとめ請求分)

130-0014  
墨田区鶴沢2丁目12-3-501

齋藤ビル  
木内 清 様



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



発行年月日 2020年 9月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-9991000 (無料)  
【送付先】  
〒170 豊島区東池袋3-16-3  
-0018 アーバンネット池袋ビル  
社用コード H20021311001 18113 18113 00 Z  
020092101040805651 200930301Z  
18113  
<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/fp/?page=1>

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 5ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 号 お (CUSTOMER NUMBER) 0309-5017-34927	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2020年 9月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 18,627円	お支払期限 (DUE DATE) 2020年 9月30日(水)
---	--	------------------------------------	---------------------------------------

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTTドコモ分ご請求額 18,462円  
 NTTファイナンス分ご請求額 165円  
 (合計) 18,627円  
 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 請求書 (払込取扱票) 表記の口座記号番号は、お客様振  
 込、料金の支払いについては、払込取扱票の裏面に記  
 載しております。  
 \*\*\* 受付時間のお知らせ \*\*\*  
 おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先 (0800-9991000)  
 受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます。  
 お電話でお問い合わせいただく際のお問い合わせ先電話番号  
 番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願い

電話料金等払込受領証

おまとめ請求分

ご請求先氏名 木内 清 様	お客様番号 0309-5017-34927	2020年 9月ご請求分 金額(円) ¥18,627-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-9991000	領収日 附印 20.9.28 2020年9月21日 181708
------------------	--------------------------	-----------------------------------	----------------------	----------------------------	---

取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用) → お客様

【NTTドコモからのお知らせ】

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お知らせは次ページに続きます。

請求書 (おまとめ請求分)

130-0014  
墨田区電沢2丁目12-3-501

霜鳥ビル  
木内 清 様

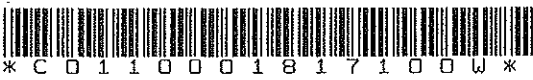


NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



Webでのお問い合わせ先  
お問合せ先  
【受付先】  
〒170  
-0013  
社用コープ  
finance.co.jp/?page=1

発行年月日 2020年10月17日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
0800-9991000 (無料)  
豊島区東池袋3-16-3  
アークネット池袋ビル  
H20021311001 18142 18142 00 Z  
62-000000 1 1 20100301Z



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いいたします。( 1 / 5ページ)

お客様番号等 (BILLING NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER) 0309-5017-34927	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2020年10月ご請求分	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT) 18,626円	お支払期限 (DUE DATE) 2020年11月 2日 (月)
---	--	------------------------------------	--

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTTドコモ分ご請求額 18,461円  
NTTファイナンス分ご請求額 1,65円  
(合計) 18,626円  
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
請求書 (払込取扱票) 表記の口座記号番号は、お客様振込  
なお、料金の支払いについては、払込取扱票の裏面に記載  
\*\*\* 受付時間のお知らせ \*\*\*  
おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先 (0800-  
受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます  
お電話でお問い合わせいただく際のお問い合わせ先電話番号の  
番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいた

おまとめ請求  
請求先氏名 兼 貴 木内 清 様  
お客様番号 0309-5017-34927  
2020年10月ご請求分  
金額(円) ¥18,626-  
受取人 NTTファイナンス株式会社  
お問合せ先 (無料) 0800-9991000  
印 20.10.29  
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用) → お客様

【NTTドコモからのお知らせ】

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.  
お知らせは次ページに続きます。